



外国人労働者の 雇用管理について

令和7年9月11日、12日

労働者派遣事業適正化研修会

厚生労働省 岐阜労働局 職業安定部

職業対策課 外国人雇用対策担当官

日本の人口は2025年3月現在 1億2330万人

人口推計（2025年（令和7年）3月確定値、2025年（令和7年）8月概算値）（2025年8月20日公表）

「ポイント」

【2025年（令和7年）8月1日現在（概算値）】

＜総人口＞ 1億2330万人で、前年同月に比べ減少 ▲59万人 （▲0.48%）

【2025年（令和7年）3月1日現在（確定値）】

＜総人口＞ 1億2342万人で、前年同月に比べ減少 ▲58万3千人 （▲0.47%）

・15歳未満人口は 1367万9千人で、前年同月に比べ減少 ▲35万人 （▲2.50%）

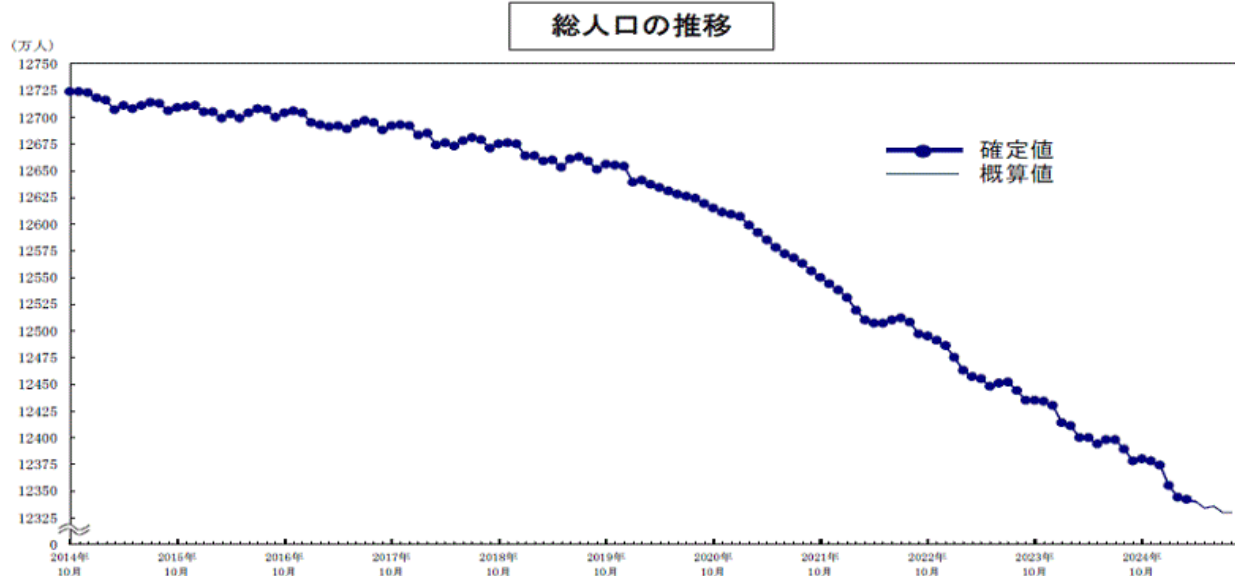
・15～64歳人口は 7355万4千人で、前年同月に比べ減少 ▲18万6千人 （▲0.25%）

・65歳以上人口は 3618万7千人で、前年同月に比べ減少 ▲4万6千人 （▲0.13%）

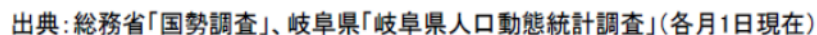
うち75歳以上人口は 2100万9千人で、前年同月に比べ増加 62万人 （ 3.04%）

＜日本人人口＞ 1億1985万5千人で、前年同月に比べ減少 ▲93万7千人 （▲0.78%）

＜外国人人口＞ 356万5千人で、前年同月に比べ増加 35万4千人 （ 11.04%）



岐阜県の人口の推移

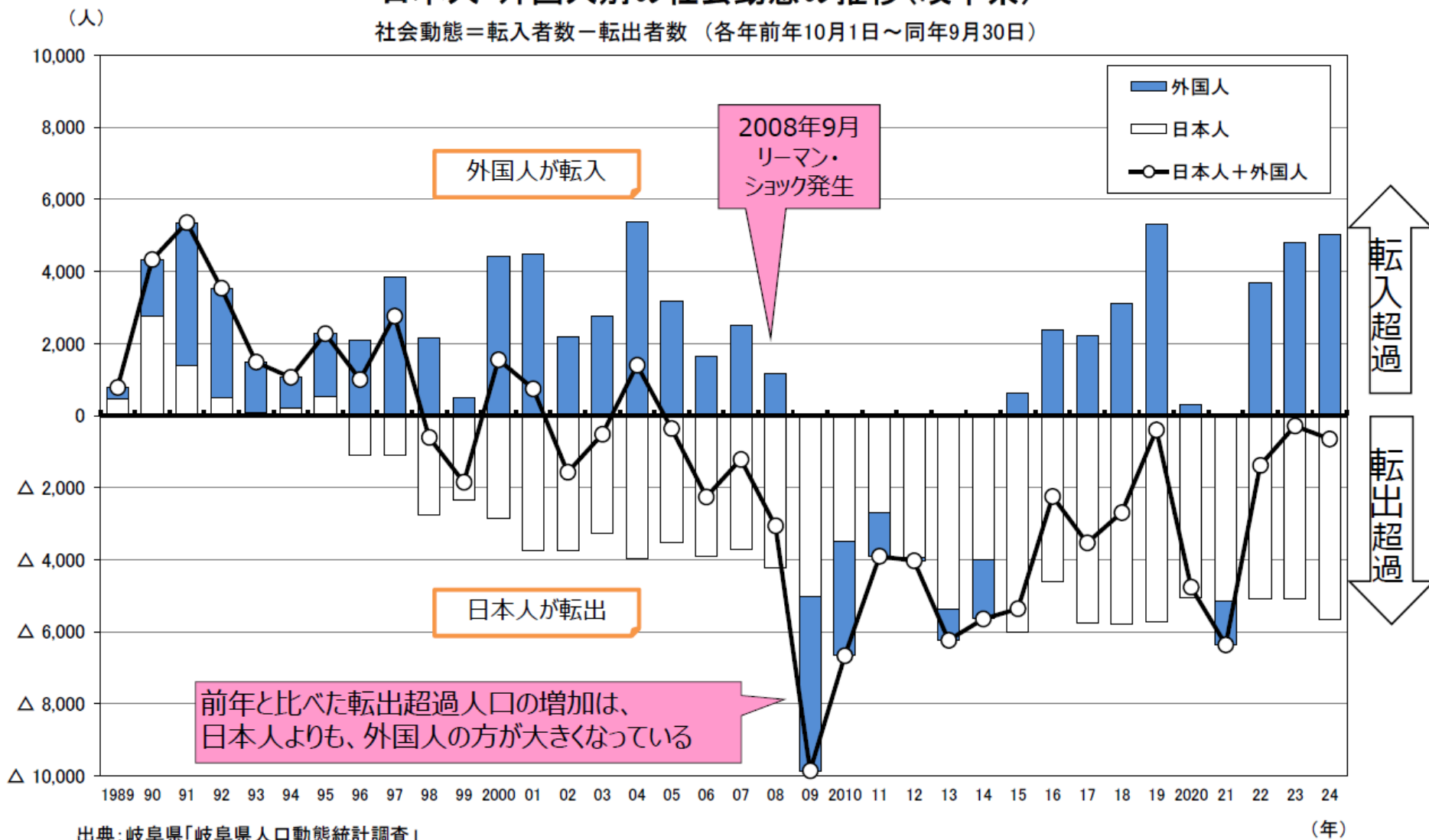


3

外国人は2015年以降転入超過傾向

日本人・外国人別の社会動態の推移(岐阜県)

社会動態＝転入者数－転出者数（各年前年10月1日～同年9月30日）



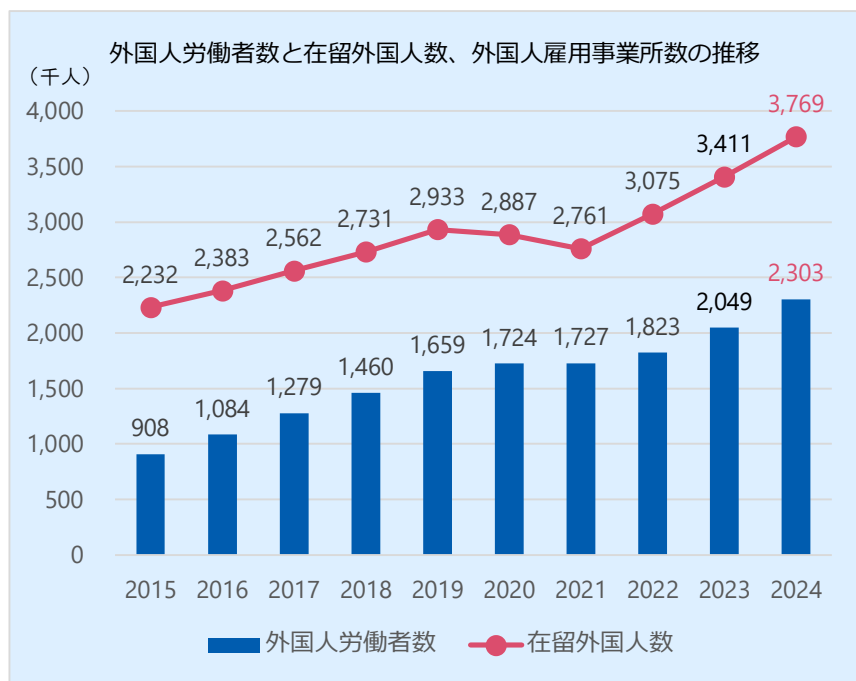
外国人労働者数と在留外国人数・外国人雇用事業所数の推移（全国）

◇外国人労働者数は、約230万人超

外国人労働者数は、2,302,587人で、前年比253,912人増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新し、対前年増加率は12.4%と前年と同率。

◇在留外国人数は、376万人超

在留外国人数は、3,768,977人で、前年比357,985人増加し、対前年増加率は10.5%



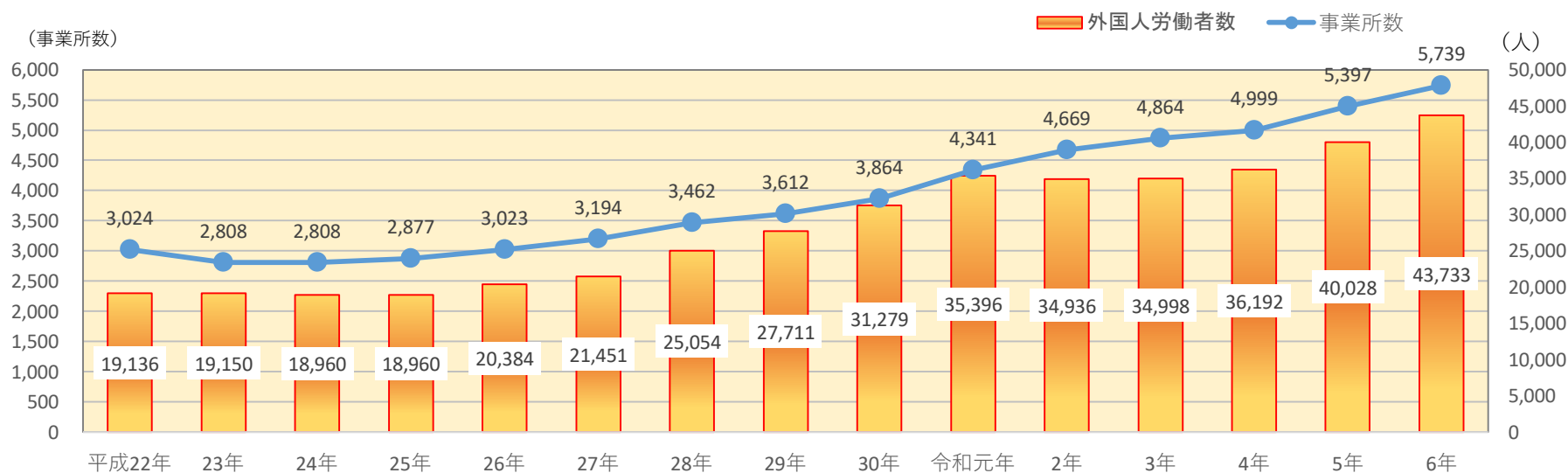
* 外国人労働者数、外国人雇用事業所数・・・「外国人雇用状況」各年10月末時点（厚生労働省）

* 在留外国人数・・・「在留外国人統計」各年12月末（出入国在留管理庁）

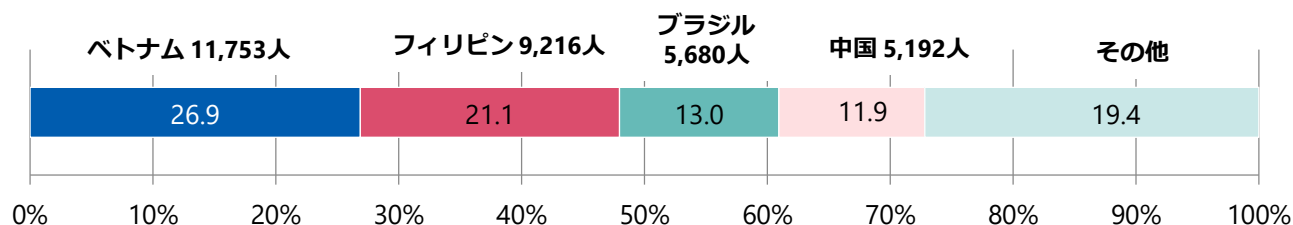
岐阜県内の外国人雇用事業所数及外国人労働者数の推移

* 岐阜県では、外国人を雇用している事業所数は**5,739事業所**。届出が義務化された平成19年以降過去最高を更新

* 岐阜県の外国人労働者は**43,733人**であり前年比で3,705人増加し、届出が義務化された平成19年以降過去最高を更新



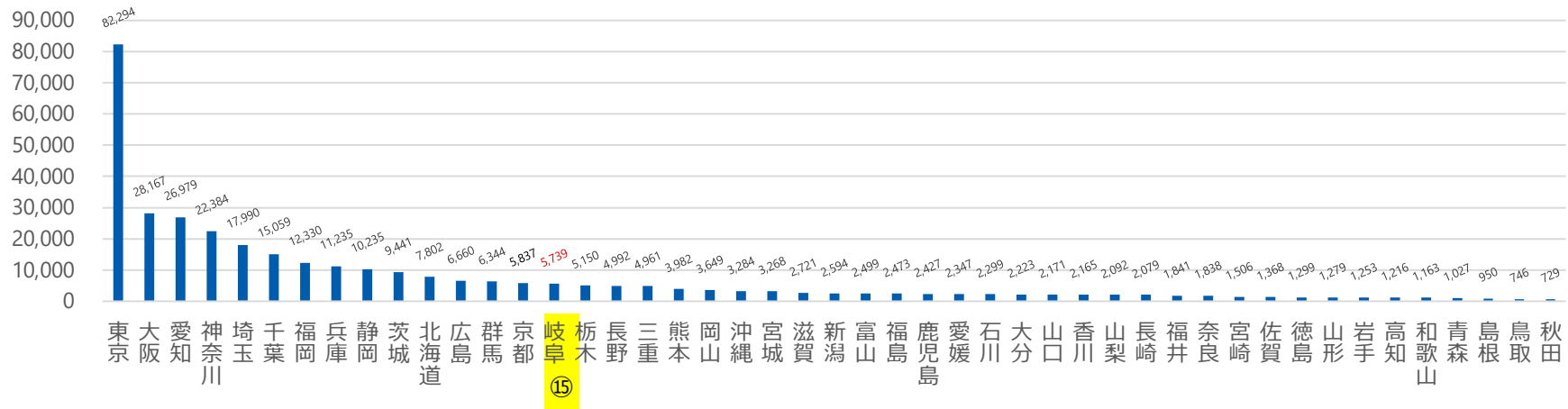
国籍別の状況



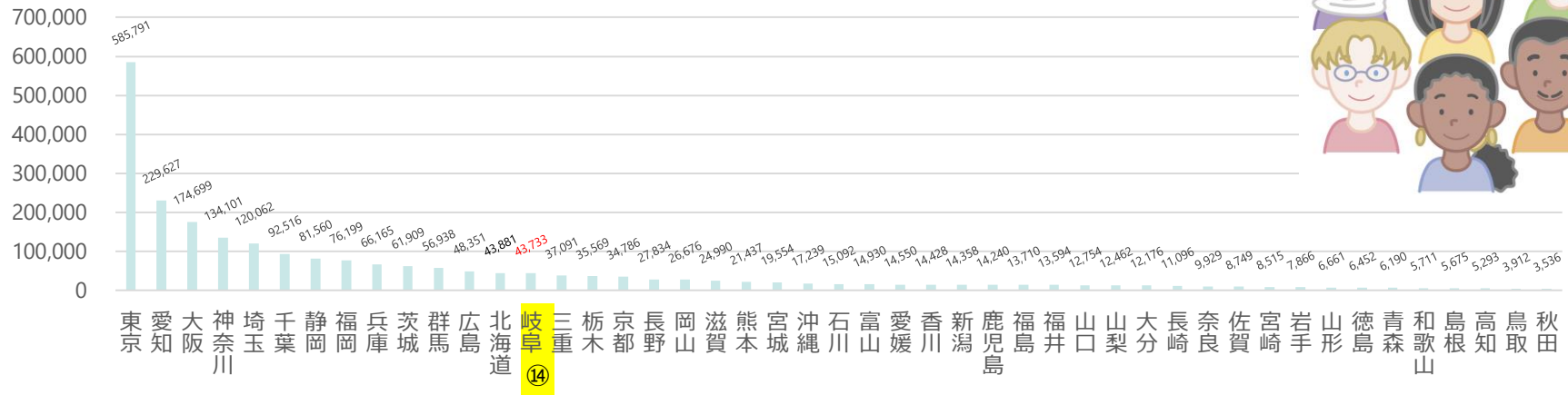
・ベトナム 前年同期比 981人(9.1%)増加 ・フィリピン 同 290人(3.2%)増加 ・ブラジル 同 124人(2.1%)減少 ・中国(香港マカオ含む) 同 167人(3.1%)減少

都道府県ランキング

外国人雇用事業所数



外国人労働者数



在留資格について

就労が認められている

就労活動制限あり（専門的・技術的分野）

外交	教授	教育
公用	法律・会計業務	宗教
経営・管理	報道	医療
技能	研究	企業内転勤
芸術	興行	介護
高度専門職	技術・人文知識・国際業務	

特定技能1号・2号

特定産業分野 1号は16分野、2号は11分野のみ

*** 派遣可能なのは、農業分野と漁業分野のみ**

技能実習

技能実習生

特定活動

就労の可否は指定される活動によるもの

就労活動制限なし（身分にもとづく者）

永住者	永住者の配偶者等
定住者	日本人の配偶者等



就労が認められていない

「資格外活動許可」により一定の範囲内で就労が認められる。
「短期滞在」の場合は、原則として就労は認められない。

短期滞在

研修

文化活動

留学

家族滞在

「在留カード」について①

確認のための書類（見本）

在留カード例（表面）



在留カード例（裏面）



⑧ 令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出においては、**在留カード番号**の記載が必要です。

※1 上陸許可証印



※2 指定書



※3 資格外活動許可書



※4 資格外活動許可証印



「在留カード」について②

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や在留資格の変更、在留期間の更新などの在留に関する許可に伴って交付されるものです。

在留カード等 番号失効情報照会



出入国在留管理庁 在留カード等番号失効情報照会

この画面では、失効した在留カード及び特別永住者証明書（以下、在留カード等）の番号を確認するための情報を提供しています。

外国人より提示された在留カード等の券面に記載された在留カード等番号及び在留カード等有効期間を入力してください。

※ 外国人登録証明書番号には対応していません。

※ 在留カード等の交付情報の更新は、土日祝日を除き原則翌日になりますので、当日交付された在留カード等番号には対応していません。

※ 問合せ結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。

実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため、問合せ結果にかかわらず、「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方の偽造防止対策についてもご確認ください。

(1) 在留カード等番号

(2) 在留カード等有効期間 年 月 日

・画像に表示されている文字を入力してください。

AMV7PH

問合せ

・在留カード等番号の英字は半角大文字で入力してください。

・カード有効期限は、カード券面に書かれた日付の「年」「月」「日」を、それぞれの欄に半角数字で入力してください。月及び日が1桁の場合、頭に「0」を付与した値を入力してください。

(例) 券面の有効期限欄が「2012年7月9日」の場合→「2012」年「07」月「09」日と入力

在留カード等 読取アプリケーション



在留カード等読取アプリケーション



- ・最近の偽造は精巧
- ・表見上はそっくり
- ・材質、手触り等は本物に近い

しかし、
内蔵のICチップをアプリで読み取ると...



偽変造を
即時・簡単
に発見可能

使用は簡単・料金無料



注: ICチップが読み取れない場合は、顔写真の確認はできません。在留カード等番号の入力欄で再度入力をお願いします。

本人確認の際に在留カードが利用されています

【利用される例】

事業者が外国人を雇用する時、金融機関における口座開設時、携帯電話の契約時 など



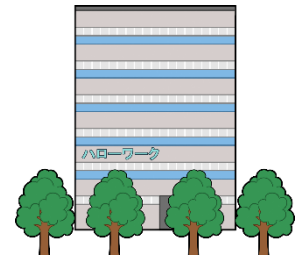
在留カードの番号と読み取った画像が異なる場合や、アプリが正しく動作していない場合、偽造の可能性が高いので、お近くの地方出入国在留管理庁に相談してください。

出入国在留管理庁
Immigration Service Agency

外国人雇用状況の届出①

ハローワークへの届出（雇入れ・離職時の届出）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律【通称：労働施策総合推進法】



（外国人雇用状況の届出等）第28条

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。）、在留期間（同条第三項に規定する在留期間をいう。）その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

外国人雇用状況の届出③

雇用保険の被保険者となる場合(離職時)

「雇用保険被保険者資格喪失届」の様式(様式第4号)

■ 様式第4号(第7条関係)(第1面)

雇用保険被保険者資格喪失届

標準
字体 0123456789

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

帳票種別 15103

1. 被保険者番号 2. 事業所番号 3. 資格取得年月日

4. 離職年月日(元号 平成 令和) 5. 喪失原因 6. 離職届交付希望 7. 1週間の所定労働時間 8. 補充採用予定の有無

9. 新氏名 フリガナ(カタカナ)

10. 個人番号

11. 喪失時被保険者種類 12. 国籍・地域コード 13. 在留資格コード

14. 被保険者氏名(ローマ字)

15. 在留カードの番号(在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)

16. 在留期間

17. 派遣・請負就労区分

18. 国籍・地域

19. 在留資格

住所欄

被保険者の住所又は居所

令和 年 月 日

事業主氏名

「備考」欄

すでに電子届出によって届出済みの場合、
在留資格変更申請中の場合に記入してください。

- ・電子届出によって届出済
- ・在留資格変更申請中
- など

「14.被保険者氏名(ローマ字)」欄

届出される外国人の方の氏名を、在
留カードどおりに記入してくださ
い。

「19.在留資格」欄

在留カードの「在留資格」又は旅券
(パスポート)上の上陸許可証印に記
載されたとおりの内容を記入してくだ
さい。

在留資格が「特定技能」又は「特定
活動」の場合には、以下のいずれかを
記入してください。

表 面

- 特定技能1号(介護)
- 特定技能1号(ビルクリーニング)
- 特定技能1号(素形材産業)
- 特定技能1号(産業機械製造業)
- 特定技能1号(電気・電子情報関連産業)
- 特定技能1号(建設)
- 特定技能1号(造船・舶用工業)
- 特定技能1号(自動車整備)

- 特定技能1号(航空)
- 特定技能1号(宿泊)
- 特定技能1号(農業)
- 特定技能1号(漁業)
- 特定技能1号(飲食品製造業)
- 特定技能1号(外食業)
- 特定技能2号(建設)
- 特定技能2号(造船・舶用工業)

14~19欄

■ 様式第4号(第7条関係)(第2面)

雇用保険被保険者資格喪失届

14. 被保険者氏名(ローマ字)又は新氏名(ローマ字)(アルファベット大文字で記入してください。)

15. 在留カードの番号(在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)

16. 在留期間

17. 派遣・請負就労区分

18. 国籍・地域

19. 在留資格

20. 備考

21. 備考

22. 備考

23. 備考

24. 備考

25. 備考

26. 備考

27. 備考

28. 備考

29. 備考

30. 備考

31. 備考

32. 備考

33. 備考

34. 備考

35. 備考

36. 備考

37. 備考

38. 備考

39. 備考

40. 備考

41. 備考

42. 備考

43. 備考

44. 備考

45. 備考

46. 備考

47. 備考

48. 備考

49. 備考

50. 備考

51. 備考

52. 備考

53. 備考

54. 備考

55. 備考

56. 備考

57. 備考

58. 備考

59. 備考

60. 備考

61. 備考

62. 備考

63. 備考

64. 備考

65. 備考

66. 備考

67. 備考

68. 備考

69. 備考

70. 備考

71. 備考

72. 備考

73. 備考

74. 備考

75. 備考

76. 備考

77. 備考

78. 備考

79. 備考

80. 備考

81. 備考

82. 備考

83. 備考

84. 備考

85. 備考

86. 備考

87. 備考

88. 備考

89. 備考

90. 備考

91. 備考

92. 備考

93. 備考

94. 備考

95. 備考

96. 備考

97. 備考

98. 備考

99. 備考

100. 備考

101. 備考

102. 備考

103. 備考

104. 備考

105. 備考

106. 備考

107. 備考

108. 備考

109. 備考

110. 備考

111. 備考

112. 備考

113. 備考

114. 備考

115. 備考

116. 備考

117. 備考

118. 備考

119. 備考

120. 備考

121. 備考

122. 備考

123. 備考

124. 備考

125. 備考

126. 備考

127. 備考

128. 備考

129. 備考

130. 備考

131. 備考

132. 備考

133. 備考

134. 備考

135. 備考

136. 備考

137. 備考

138. 備考

139. 備考

140. 備考

141. 備考

142. 備考

143. 備考

144. 備考

145. 備考

146. 備考

147. 備考

148. 備考

149. 備考

150. 備考

151. 備考

152. 備考

153. 備考

154. 備考

155. 備考

156. 備考

157. 備考

158. 備考

159. 備考

160. 備考

161. 備考

162. 備考

163. 備考

164. 備考

165. 備考

166. 備考

167. 備考

168. 備考

169. 備考

170. 備考

171. 備考

172. 備考

173. 備考

174. 備考

175. 備考

176. 備考

177. 備考

178. 備考

179. 備考

180. 備考

181. 備考

182. 備考

183. 備考

184. 備考

185. 備考

186. 備考

187. 備考

188. 備考

189. 備考

190. 備考

191. 備考

192. 備考

193. 備考

194. 備考

195. 備考

196. 備考

197. 備考

198. 備考

199. 備考

200. 備考

201. 備考

202. 備考

203. 備考

204. 備考

205. 備考

206. 備考

207. 備考

208. 備考

209. 備考

210. 備考

211. 備考

212. 備考

213. 備考

214. 備考

215. 備考

216. 備考

217. 備考

218. 備考

219. 備考

220. 備考

221. 備考

222. 備考

223. 備考

224. 備考

225. 備考

226. 備考

227. 備考

228. 備考

229. 備考

230. 備考

231. 備考

232. 備考

233. 備考

234. 備考

235. 備考

236. 備考

237. 備考

238. 備考

239. 備考

240. 備考

241. 備考

242. 備考

243. 備考

244. 備考

245. 備考

246. 備考

247. 備考

248. 備考

249. 備考

250. 備考

251. 備考

252. 備考

253. 備考

254. 備考

255. 備考

256. 備考

257. 備考

258. 備考

259. 備考

260. 備考

261. 備考

262. 備考

263. 備考

264. 備考

265. 備考

266. 備考

267. 備考

268. 備考

269. 備考

270. 備考

271. 備考

272. 備考

273. 備考

274. 備考

275. 備考

276. 備考

277. 備考

278. 備考

279. 備考

280. 備考

281. 備考

282. 備考

283. 備考

284. 備考

285. 備考

286. 備考

287. 備考

288. 備考

289. 備考

290. 備考

291. 備考

292. 備考

293. 備考

294. 備考

295. 備考

296. 備考

297. 備考

298. 備考

299. 備考

300. 備考

301. 備考

302. 備考

303. 備考

304. 備考

305. 備考

306. 備考

307. 備考

308. 備考

309. 備考

310. 備考

311. 備考

312. 備考

313. 備考

314. 備考

315. 備考

316. 備考

317. 備考

318. 備考

319. 備考

320. 備考

321. 備考

322. 備考

323. 備考

324. 備考

325. 備考

326. 備考

327. 備考

328. 備考

329. 備考

330. 備考

331. 備考

332. 備考

333. 備考

334. 備考

335. 備考

336. 備考

337. 備考

338. 備考

339. 備考

340. 備考

341. 備考

342. 備考

343. 備考

344. 備考

345. 備考

346. 備考

347. 備考

348. 備考

349. 備考

350. 備考

351. 備考

352. 備考

353. 備考

354. 備考

355. 備考

356. 備考

357. 備考

358. 備考

359. 備考

360. 備考

361. 備考

362. 備考

363. 備考

364. 備考

365. 備考

366. 備考

367. 備考

368. 備考

369. 備考

370. 備考

371. 備考

372. 備考

373. 備考

374. 備考

375. 備考

376. 備考

377. 備考

378. 備考

379. 備考

380. 備考

381. 備考

382. 備考

383. 備考

384. 備考

385. 備考

386. 備考

387. 備考

388. 備考

389. 備考

390. 備考

391. 備考

392. 備考

393. 備考

394. 備考

395. 備考

396. 備考

397. 備考

398. 備考

399. 備考

400. 備考

401. 備考

402. 備考

403. 備考

404. 備考

405. 備考

406. 備考

407. 備考

408. 備考

409. 備考

410. 備考

411. 備考

412. 備考

413. 備考

414. 備考

415. 備考

416. 備考

417. 備考

418. 備考

419. 備考

420. 備考

421. 備考

422. 備考

423. 備考

424. 備考

425. 備考

426. 備考

427. 備考

428. 備考

429. 備考

430. 備考

431. 備考

432. 備考

433. 備考

434. 備考

435. 備考

436. 備考

437. 備考

438. 備考

439. 備考

440. 備考

441. 備考

442. 備考

443. 備考

444. 備考

445. 備考

446. 備考

447. 備考

448. 備考

449. 備考

450. 備考

451. 備考

452. 備考

453. 備考

454. 備考

455. 備考

456. 備考

457. 備考

458. 備考

459. 備考

460. 備考

461. 備考

462. 備考

463. 備考

464. 備考

465. 備考

466. 備考

467. 備考

468. 備考

469. 備考

470. 備考

471. 備考

472. 備考

473. 備考

474. 備考

475. 備考

476. 備考

477. 備考

478. 備考

479. 備考

480. 備考

481. 備考

482. 備考

483. 備考

484. 備考

485. 備考

486. 備考

487. 備考

488. 備考

489. 備考

490. 備考

491. 備考

492. 備考

493. 備考

494. 備考

495. 備考

496. 備考

497. 備考

498. 備考

499. 備考

500. 備考

501. 備考

502. 備考

503. 備考

504. 備考

505. 備考

506. 備考

507. 備考

508. 備考

509. 備考

510. 備考

511. 備考

512. 備考

513. 備考

514. 備考

515. 備考

516. 備考

517. 備考

518. 備考

519. 備考

520. 備考

521. 備考

522. 備考

523. 備考

524. 備考

525. 備考

526. 備考

527. 備考

528. 備考

529. 備考

530. 備考

531. 備考

532. 備考

533. 備考

534. 備考

535. 備考

536. 備考

537. 備考

538. 備考

539. 備考

540. 備考

541. 備考

542. 備考

543. 備考

544. 備考

545. 備考

546. 備考

547. 備考

548. 備考

549. 備考

550. 備考

551. 備考

552. 備考

553. 備考

554. 備考

555. 備考

556. 備考

557. 備考

558. 備考

559. 備考

560. 備考

561. 備考

562. 備考

563. 備考

564. 備考

565. 備考

566. 備考

567. 備考

568. 備考

569. 備考

570. 備考

571. 備考

572. 備考

573. 備考

574. 備考

575. 備考

576. 備考

577. 備考

578. 備考

579. 備考

580. 備考

581. 備考

582. 備考

583. 備考

584. 備考

585. 備考

586. 備考

587. 備考

588. 備考

589. 備考

590. 備考

591. 備考

592. 備考

593. 備考

594. 備考

595. 備考

596. 備考

597. 備考

598. 備考

599. 備考

600. 備考

601. 備考

602. 備考

603. 備考

604. 備考

605. 備考

606. 備考

607. 備考

608. 備考

609. 備考

610. 備考

611. 備考

612. 備考

613. 備考

614. 備考

615. 備考

616. 備考

617. 備考

618. 備考

619. 備考

620. 備考

621. 備考

622. 備考

623. 備考

624. 備考

625. 備考

626. 備考

627. 備考

628. 備考

629. 備考

630. 備考

631. 備考

632. 備考

633. 備考

634. 備考

635. 備考

636. 備考

637. 備考

638. 備考

639. 備考

640. 備考

641. 備考

642. 備考

643. 備考

644. 備考

645. 備考

646. 備考

647. 備考

648. 備考

649. 備考

650. 備考

651. 備考

652. 備考

653. 備考

654. 備考

655. 備考

656. 備考

657. 備考

658. 備考

659. 備考

660. 備考

661. 備考

662. 備考

663. 備考

664. 備考

665. 備考

666. 備考

667. 備考

668. 備考

669. 備考

670. 備考

671. 備考

672. 備考

673. 備考

674. 備考

675. 備考

676. 備考

677. 備考

678. 備考

679. 備考

680. 備考

681. 備考

682. 備考

683. 備考

684. 備考

685. 備考

686. 備考

687. 備考

688. 備考

689. 備考

690. 備考

691. 備考

692. 備考

693. 備考

694. 備考

695. 備考

696. 備考

697. 備考

698. 備考

699. 備考

700. 備考

701. 備考

702. 備考

703. 備考

704. 備考

705. 備考

706. 備考

707. 備考

708. 備考

709. 備考

710. 備考

711. 備考

712. 備考

713. 備考

714. 備考

715. 備考

716. 備考

717. 備考

718. 備考

719. 備考

720. 備考

721. 備考

722. 備考

723. 備考

724. 備考

725. 備考

726. 備考

727. 備考

728. 備考

729. 備考

730. 備考

731. 備考

732. 備考

733. 備考

734. 備考

735. 備考

736. 備考

737. 備考

738. 備考

739. 備考

740. 備考

741. 備考

742. 備考

743. 備考

744. 備考

745. 備考

746. 備考

747. 備考

748. 備考

749. 備考

750. 備考

751. 備考

752. 備考

753. 備考

754. 備考

755. 備考

756. 備考

757. 備考

758. 備考

759. 備考

760. 備考

761. 備考

762. 備考

763. 備考

764. 備考

765. 備考

766. 備考

767. 備考

768. 備考

769. 備考

770. 備考

771. 備考

772. 備考

773. 備考

774. 備考

775. 備考

776. 備考

777. 備考

778. 備考

779. 備考

780. 備考

781. 備考

782. 備考

783. 備考

784. 備考

785. 備考

786. 備考

787. 備考

788. 備考

789. 備考

790. 備考

791. 備考

792. 備考

793. 備考

794. 備考

795. 備考

796. 備考

797. 備考

798. 備考

799. 備考

800. 備考

801. 備考

802. 備考

803. 備考

804. 備考

805. 備考

806. 備考

807. 備考

808. 備考

809. 備考

810. 備考

811. 備考

812. 備考

813. 備考

814. 備考

815. 備考

816. 備考

817. 備考

818. 備考

819. 備考

820. 備考

821. 備考

822. 備考

823. 備考

824. 備考

825. 備考

826. 備考

827. 備考

828. 備考

829. 備考

830. 備考

831. 備考

832. 備考

833. 備考

834. 備考

835. 備考

836. 備考

837. 備考

838. 備考

839. 備考

840. 備考

841. 備考

842. 備考

843. 備考

844. 備考

845. 備考

846. 備考

847. 備考

848. 備考

849. 備考

850. 備考

851. 備考

852. 備考

853. 備考

854. 備考

855. 備考

856. 備考

857. 備考

858. 備考

859. 備考

860. 備考

861. 備考

862. 備考

863. 備考

864. 備考

865. 備考

866. 備考

867. 備考

868. 備考

869. 備考

870. 備考

871. 備考

872. 備考

873. 備考

874. 備考

875. 備考

876. 備考

877. 備考

878. 備考

879. 備考

880. 備考

881. 備考

882. 備考

883. 備考

884. 備考

885. 備考

886. 備考

887. 備考

888. 備考

889. 備考

890. 備考

891. 備考

892. 備考

893. 備考

894. 備考

895. 備考

896. 備考

897. 備考

898. 備考

899. 備考

900. 備考

901. 備考

902. 備考

903. 備考

904. 備考

905. 備考

906. 備考

907. 備考

908. 備考

909. 備考

910. 備考

911. 備考

912. 備考

913. 備考

914. 備考

915. 備考

916. 備考

917. 備考

918. 備考

919. 備考

920. 備考

9

外国人雇用状況の届出④

雇用保険の被保険者とならない場合

「外国人雇用状況届出書」の様式（様式第3号）

様式第3号(第10条関係)(表面)

雇 入 れ 係る外国人雇用状況届出書

離 職

フリガナ(カタカナ)

①外国人の氏名 (ローマ字)		③①の者の在留期間 (期限) (西暦)		年 月 日 まで
②①の者の在留資格		④①の者の生年月日 (西暦)		年 月 日
⑤①の者の国籍・地域		⑥①の者の性別		1 男 ・ 2 女
⑦①の者の資格外活動許可の有無		⑧①の者の在留カードの番号 (在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)		1 有 ・ 2 無

雇入れ年月日 (西暦) 年 月 日 離職年月日 (西暦) 年 月 日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第4項の規定により上記のとおり届けます。

事業主

雇入れ又は離職に係る事業所	雇用保険適用事業所番号
(名称) (所在地)	□□□□□□□□□□□□□□□□ (①の者が主として左記以外の事業所で就労する場合)
主たる事務所 (名称) (所在地)	TEL. □□□□□□□□□□
氏名	TEL. □□□□□□□□□□

社会保険 労働者 記載欄

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名
公共職業安定所長 殿	

「①外国人の氏名（ローマ字）」欄

届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「②①の者の在留資格」欄

在留カードの「在留資格」又は旅券(パスポート) 上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。
また、在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には以下のいずれかを記入してください。

- 特定技能 1号 (介護)
- 特定技能 1号 (ビルクリーニング)
- 特定技能 1号 (素形材産業)
- 特定技能 1号 (産業機械製造業)
- 特定技能 1号 (電気・電子情報関連産業)
- 特定技能 1号 (建設)
- 特定技能 1号 (造船・舶用工業)
- 特定技能 1号 (自動車整備)
- 特定技能 1号 (航空)
- 特定技能 1号 (宿泊)
- 特定技能 1号 (農業)
- 特定技能 1号 (漁業)
- 特定技能 1号 (飲食物品製造業)
- 特定技能 1号 (外食業)
- 特定技能 2号 (建設)
- 特定技能 2号 (造船・舶用工業)

- 特定活動 (ワーキングホリデー)
- 特定活動 (EPA)
- 特定活動 (高度学術研究活動)
- 特定活動 (高度専門・技術活動)
- 特定活動 (高度経営・管理活動)
- 特定活動 (高度人材の就労配偶者)
- 特定活動 (建設分野)
- 特定活動 (造船分野)
- 特定活動 (外国人調理師)
- 特定活動 (ハラル牛肉生産)
- 特定活動 (製造分野)
- 特定活動 (家事支援)
- 特定活動 (就職活動)
- 特定活動 (農業)
- 特定活動 (日系4世)
- 特定活動 (本邦大学卒業者)
- 特定活動 (就労可)
- 特定活動 (その他)

「⑦①の者の資格外活動許可の有無」欄

在留資格「留学」など資格外活動許可を受けるべき者である場合に記入してください。

「雇入れ年月日・離職年月日」欄

届出期限内に離職した場合は、雇入れ年月日と離職年月日の両方を記入してください。また、届出期限内に複数回にわたって雇入れ・離職した場合は、まとめて記入してください。

「雇入れ又は離職に係る事業所」欄

外国人が就労する事業所(支店、店舗、工場など)を記入してください。
なお、当該事業所が雇用保険適用事業所である場合には、適用事業所番号を記入してください。

「主たる事務所」欄

「雇入れ又は離職に係る事業所」が支店、店舗、工場などである場合には、本社や雇用保険適用事業所を記入してください。

派遣・請負労働者に係る届出の場合

派遣の場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には派遣先ではなく派遣元の事業所を記入し、□に✓を入れてください。

請負業者に雇用される労働者が、注文主の事業所等で就労する場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には請負業者の事業所を記入し、□に✓を入れてください。

外国人雇用状況の届出⑤

外国人の場合で、雇入れ後、在留資格の変更が行われた場合

●届出方法

「在留資格の変更に係る外国人雇用状況届出書」に、該当箇所を記載して届出をお願いします。届出様式は、岐阜労働局のホームページ、又はハローワークの窓口にあります。

●届出先

雇用保険の被保険者

雇用保険の適用を受けている
事業所を管轄するハローワーク

被保険者とならない外国人

外国人が勤務する事業所施設
(支店、店舗、工場など) の
住所を管轄するハローワーク

岐阜労働局様式第1号(R06.07改)

在留資格の変更に係る外国人雇用状況届出書

※在留資格が特定技能・特定活動の場合は、分野も記載してください。
※外国人の氏名(ローマ字)欄は、在留カードに記載されている綴りをそのまま記載してください。
※在留カード右上の英字2桁+数字8桁+英字2桁をそのまま記載してください。(例 AB12345678CD)

No.	フリガナ(カタカナ) 外国人の氏名(ローマ字)	生年月日(西暦)	性別	国籍・地域	許可年月日(変更の許可)(西暦)	変更後の在留期間(期限)(西暦)	雇入れ日(旧資格の雇入れ日)(西暦)
1	雇用保険被保険者番号 在留カードの番号(※)		男・女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
2	雇用保険被保険者番号 在留カードの番号(※)		男・女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
3	雇用保険被保険者番号 在留カードの番号(※)		男・女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。

事業主	在留資格変更に係る 事業所(店舗等)の 名称・所在地等	(名称) (所在地)	雇用保険適用事業所番号 (TEL)
	主たる事務所 (本社や雇用保険適用 事業所等)	(名称) (所在地)	(TEL)

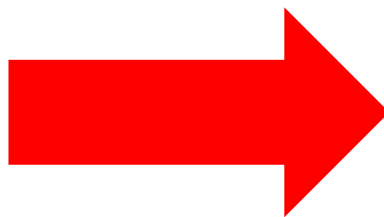
社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
------------	----------------------	-----	---------

届出年月日
令和 年 月 日
公共職業安定所長 殿

技能実習から育成就労へ

令和6年3月15日、技能実習制度が廃止され、「育成就労」という新たな制度へ閣議決定。
令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布。→令和9年4月施行予定とし、現在有識者などで制度を精査中。

技能実習



育成就労



改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））

（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(育成就労法)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

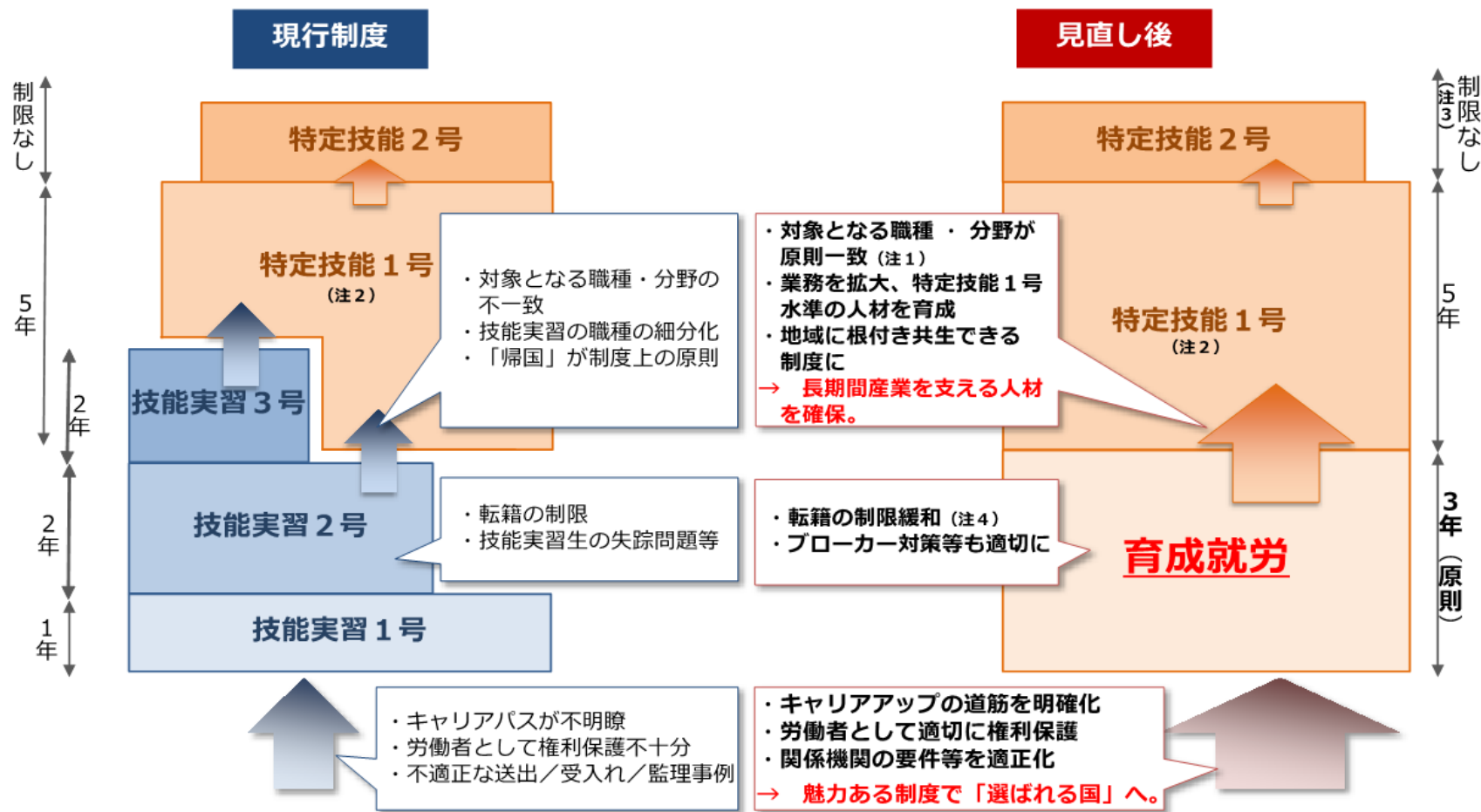
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

外国人雇用管理アドバイザー

無料

●概要

ハローワークに「外国人雇用管理アドバイザー」※を配置し、外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対して、事業所の実態に応じた専門的な指導・援助を行います。

※ 社会保険労務士や中小企業診断士など、外国人労働者の雇用管理の改善に関して深い知識と経験を有する者へ委嘱。

●利用方法

- ・最寄りのハローワークを通じて、外国人雇用管理アドバイザーへの相談申込みが可能です（相談費用無料）。
- ・訪問日程を調整の上、外国人雇用管理アドバイザーが事業主を訪問し、相談に対応します。

※ このほか、窓口において外国人雇用管理アドバイザーによる相談を実施しているハローワークもあります。

●相談事例

- ・外国人労働者を雇用するにあたり、どのような点を考慮したらよいか
- ・労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点 等

